

マイセルフ品川プラン策定検討委員会設置要綱

制定 平成30年2月7日区長決定
要綱第7号

(設置)

第1条 品川区における男女共同参画の推進、女性の活躍推進、配偶者暴力等の防止および被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画として、「マイセルフ品川プラン」(以下、「プラン」という。)を策定するにあたり、その内容を専門的かつ総合的に検討し、区長に意見を述べるため、「マイセルフ品川プラン」策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(プランの位置づけ)

第2条 本プランの策定は、男女共同参画社会の実現に向けた施策推進のための基本計画である、平成21年策定「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」と平成27年策定「品川区配偶者暴力対策基本計画(改訂版)」が、平成30年度計画期間が終了することに伴い、それぞれの計画について、第5次策定、再改訂、ならびに「品川区女性活躍推進計画」の策定を行うものである。

2 前項各計画は、それぞれ、男女共同参画社会基本法第14条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づくものである。

(検討事項)

第3条 委員会の検討事項は、次に掲げるものとする。

(1)プランの素案に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、委員会で協議を必要とする事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者を委員として区長が委嘱し、組織する。

(1)学識経験者 5名

(2)公募区民委員 3名

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、(1)よりの選任をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からプラン策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員長は、第3条の事項を検討するため、委員会の会議を招集する。

2 委員長は、必要と認められる場合には、関係者等に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公開の原則)

第7条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、非公開とする。

(傍聴の取扱い)

第8条 策定委員会は傍聴することができる。ただし、傍聴する者は、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしてはならない。

3 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行う場合は、予め委員長に届けるものとする。

(会議録)

第9条 委員会の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は総務部長が別に定める。

2 第4条の公募区民委員は、別途定める公募区民委員募集要領に基づき公募する。

付 則

この要綱は、平成30年3月1日から適用する。